

# 住民主体の地域づくり推進計画 に関する報告書

～ あなたの声と行動が地域を変える ～



平成20年 2月

広川町地域づくり推進会議

## ◆はじめに

広川町は、農業と伝統的手工業を基幹産業として発展してきた町で、古くから農業集落を中心とした集落コミュニティが根付いており、集落単位で様々な地域活動が実践されてきました。また、昭和50年代には自治会（行政区）毎に公民館（分館）の整備を進め、青年団や婦人会を中心とした分館活動が活発に展開されるなど豊かなコミュニティの土壌を形成してきました。

しかし、こうした<sup>(注-1)</sup>地域コミュニティも都市化の進行と価値観の多様化と共に衰退し、平成の時代を迎え伝統的な公民館（分館）の基礎組織である青年団や婦人会が消滅する事態となりました。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、高齢者や子育てなど家庭における様々な問題、環境保全や防犯・防災、教育の問題など住民ニーズも複雑多様化しています。こうした多様なニーズに対し、行政においても様々な対応がなされていますが、厳しい財政事情を背景に、行財政改革が進められており、行政だけに頼った事業展開は限界にきているのではないのでしょうか。今こそ、地域コミュニティの力により、住民が主体となったまちづくりを進めることで、行政だけでは解決できない多様な課題克服が可能になると思います。

私たち広川町地域づくり推進会議は、町からの委嘱を受けて地域住民みんなが自主的に参加し、その創意と協力によって住み良い地域社会を築き上げ、活力と魅力あふれる自立した地域づくりを進めるためにはどうしたらよいかを平成19年8月から9回に亘って協議してきました。この間、広川町の地域コミュニティの現状と課題を把握し、地域でできることは何かを考え、更に行政が果たすべき役割についても協議してきました。こうした議論を進める中で、小集落と大集落との規模の差と受け継がれている文化的風土の違いがあるなど地域間の差が浮き彫りとなり、住民自治組織のあり方の難しさにも直面しました。

しかし、住民主体の自立した地域づくりを進めるためには、こうした様々な課題を乗り越えて新たな挑戦を試みることも重要なのではないのでしょうか。こうした住民と行政が<sup>(注-2)</sup>協働してまちづくりを推進するためには、地方分権型社会に対応する自立した地域コミュニティの実現や、複雑多様化する住民ニーズに即応した新たなコミュニティの創造を目指す必要があるという結論を出しました。

住民主体のまちづくりは、多くの住民が多様な形で参加し、地域に存在する課題を自分たちの問題であると共通認識することから始まります。しかし、地域住民のまちづくりへの関心は、まだまだ高いものとは言えません。

今後、住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、住民主体でのまちづくりを実現していくためには、活力ある地域コミュニティの実現を図っていく必

要があります。そのようなコミュニティの実現により子供からお年寄りまで全ての町民が生き生きと暮せる、そんな地域社会となることを望んでいます。

また、行政においても住民主体のまちづくりに取り組んでいる姿勢を明確に示す必要があります。

この報告書に記されたメッセージに耳を傾け、提言の趣旨にご理解を頂き、多くの町民の方と行政がそれぞれの立場で、住民が主体となった地域づくりに取り組んでいかれますよう期待します。

## § 1. 広川町が抱える地域コミュニティの現状と課題

私たちのライフスタイルが都市的な生活意識や生活様式へと変化する中で、かつての地域共同的な秩序や連帯感は徐々に失われ、生活の個人化と価値観の多様化は、核家族化の進行を助長しており、家族の機能をも弱体化させてしまっています。これらを背景に、地域社会においては、子育てに悩む親や孤独死の問題など孤立する住民の姿が浮き彫りとなってきました。

また、交通基盤の整備が進み情報通信手段が発達したことで、住民の生活圏は拡大の一途をたどっています。かつては、生まれ育った地で職業に就き、結婚し、子供を育て、生涯をその地で過ごすことが一般的でしたが、このような背景の中で、共同経験をつむ機会も少なくなり、従来のような共同意識や相互扶助意識はますます希薄化しています。

更に、私たちの最も身近な近隣社会である自治会（行政区）では、地域活動の中心を担っていた青年団や婦人会を失い、主体的に地域のまちづくりに参加しようという住民が減少するなど、今、私たちに求められている自治意識は、その醸成が困難になりつつあります。

しかし、一方では地方分権の進展と共に、地方自治体の自己決定、自己責任の範囲は大幅に拡大しており、住民が主体となって、地域課題を地域自らが解決する「地域分権型社会」の実現が求められています。

### (1) 地域活動の現状と課題

地域には多種多様な団体や組織が存在しますが、長い歴史の中でお互いの地縁関係を主体に、自主的に組織された包括的集団である住民組織が、自治会（行政区）であることに異論はないと思われま

自治会（行政区）では、参加住民の親睦を図る祭り行事や各種レクリエーション行事を行うほか、道路・水路の清掃美化活動、防犯灯の管理、公園管理、社会教育活動、防犯防火活動、ごみ問題・環境衛生に関する活動、情報伝達、行政機関に対する協力など、この活動範囲は広範囲なものとなっており、行政が

できないサービスの細やかな部分を担っています。

このように自治会（行政区）は、地域にとって必要不可欠な組織でありながら、都市化の進行と共に徐々に加入率が低下しています。この傾向は人口増加地区に多く見られ、そこに定住しない集合住宅の住民を中心に自治会（行政区）からの離脱傾向が見受けられます。こうした地域では受益と負担のバランスが崩れるなど、公平性に対する不満を抱える住民も少なくありません。

広川町では、各地域に分館長を配置し、公民館（分館）を活動拠点として活発なコミュニティ活動を展開してきました。この結果、各地域とも「よそに負けない活動を実践している！」という高い活動意識があります。しかし、一方では参加者が固定化されるなど住民の参加意識が低下したり、役員を退いた後は地域活動への率先した参加が無くなるなど、地域活動に対する意識格差が生じています。

また、地域には古来から受け継がれている伝統行事やお宮行事等の祭り行事も多数残っています。こうした地域の伝統行事等も、住民の価値観の多様化と共に、行事に対する執着心が無くなり、行事自体の維持が難しくなっている地域も少なくありません。更に伝統行事には多額の維持費が必要なことから、こうした資金捻出の問題もあります。

## **(2) 住民自治組織の現状と課題**

広川町には33の地域自治組織（35行政区）があり、行政区長を中心に、分館長、衛生班長、隣組長及び分館運営に係る各種団体などで組織されています。これらは、地域毎に設置された公民館（分館）を活動拠点として、様々な地域活動を行っています。特に上広川小学校区の東部地区では、住民総出で、住民が一体となった協力体制の下で、多様な地域活動と地域を守る取り組みが実践されていますが、若い世代が地域に残らず、急速に高齢化が進行するなど、近い将来には組織や活動の維持が困難となることが予想されます。

一方、人口増加が進む地域では、自治会（行政区）や隣組に加入しない世帯が増加しており、地域活動に参加しない世帯があります。反面、多くの人材が集まることから、多様な人材と豊かな財政力を背景に、活動内容も多様、活発であるなど地域差が顕著となっています。

こうした地域自治組織を運営する役員は、ほとんどの地域において概ね2年で交代しており、人材の有効活用が重要なポイントとなってくると考えられます。

## **(3) 分館活動に係る各種団体の課題**

前に述べたとおり、各地域の地域自治組織は、包括的な住民組織以外に、分館活動に関わる各種団体からなっています。これらの各種団体は、年齢階層別

の住民組織が主体となっており、子供会、少年団、老人クラブ、壮年会、女性部（婦人会）などがあります。

子供会は、少子化に伴い、子供数が少ない地域もあり、一行政区での活動維持が難しく、地域連携による運営を行っているところもあります。

また、高齢化を背景に、老人クラブは増加傾向にあるものの、高齢化ゆえの体力限界もあり、役員などの世話役になり手が無かったり、自主活動への参加者が少ないなどの問題も見られます。

壮年会は、青年団に代わる役割を担って、多くの地域で組織化が進んできました。発足時は勢いがあるものの、年数が経過し、活動内容がマンネリ化することで、会員数が減少傾向にある地域もあります。しかしながら、地域活動の中心的役割を担っていることも事実であり、今後も壮年会の持続発展が望まれています。

女性部（婦人会）は、現在では半数程度の地域で存在しているに過ぎません。女性部が無い地域では、女性の視点から見た課題解決など女性の役割の重要性から組織化や分館活動への積極的な参画を望む声が聞かれます。

青年団は現在解散した状態となっていますが、今後の地域活性化には若者の力は必要不可欠であり、若者層の活躍の場を模索する必要があります。

## § 2. 求められる協働と地域コミュニティの可能性

近年、全国的に「協働によるまちづくり」が進められています。「協働によるまちづくり」とは、住民と行政がお互いを尊重し、信頼関係のもとで、お互いの特性や能力を生かしながら連携し、協力してまちづくりを行うことです。

多様化する住民ニーズに応え、様々な地域課題を克服するためには、そこに暮すみんなが主役となって、お互いが支え合い、協力し、住民一人ひとりが、自分にできることから始めることが大切です。

今、全国的にこれほどまでに「協働」が求められるようになった背景には、私たちを取り巻く社会情勢の変化など、次のような幾つかの要因が考えられます。

### (1) 地域コミュニティ力（相互扶助力）の低下

かつて経済的に貧しかった時代には、日常生活において近隣で助け合う緊密な関係が存在していました。しかし、生活水準が向上し、利便性が追求され、より快適な都市型生活へと移行する中で、相互扶助の機能は徐々に失われてきました。また、核家族化の進行に伴い、家庭機能も弱体化してきています。こうしたコミュニティ力の低下を背景に、地域における自治力も低下しており、住民が共有できる課題や目的の設定をますます困難にしています。

このように多様な価値観が存在する中では、従来どおりの地縁的・血縁的な繋がりを主体としたものだけでなく、より多様なコミュニティについても視野に入れる必要があるのではないのでしょうか。

## **(2) 社会情勢の変化と複雑多様化する住民ニーズへの対応**

住民における生活の孤立化が進み、家庭機能が低下する中で、家庭だけでは解決できない高齢者の世話や育児などの相互扶助に関するニーズ、防犯・防災など暮らしの中の安全・安心のニーズ、環境問題に対するニーズ、健康問題や退職後の生きがい問題に関するニーズ、地域間の交流のニーズなど、住民のニーズは複雑多様化しています。

こうした地域ニーズに対し、高度経済成長期には豊かな税収を背景に、様々な課題解決のため、行政がサービス提供を行ってきました。考えて見ますと、介護や子育て、地域環境、地域防犯といった分野の課題解決には、かつては家庭や地域が担っていた分野であります。こうした分野に税金が投入され、行政の役割としてサービス展開される中で、知らないうちに住民の自治意識を減退させ、いつしか行政依存の体質をつくってきたようにも思えます。

地域が抱える課題は、分野毎に様々であり、地域によっても多様であります。こうした課題解決には、専門性、公平性、中立性が求められる行政だけでは、解決できない部分もあります。今こそ、住民と行政が相互協力し、協働によるまちづくりが必要となってくるのではないのでしょうか。

## **(3) 行政の厳しい財政事情**

長引く景気低迷と国による三位一体改革の流れの中で、地方自治体の財政は依然深刻な状況にあります。逼迫する町の財政事情により、今までのような全てのサービスを、行政が一手に担うことが困難になっています。

今後、少子高齢化の時代を乗り越えていくためには、私たち一人ひとりが地域社会の担い手であることを自覚し、住民と行政が対等な立場で役割分担し、共に協働した行政運営が必要になってきます。

今、行われている行政改革の一環として行政サービスのあり方が見直されている中で、住民にとって本当に必要なサービスは何か、行政が全て行うべきものなのかどうかの視点から、見直しが迫られています。

## **(4) 住民主体のまちづくりの必要性**

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、住民ニーズも複雑多様化しており、こうした多様なニーズに対応するには、行政主導による一律で画一的な手法では困難な状況にあります。地域が抱える課題は多種多様であり、特に地域に密

着した課題は、サービスの充実度や効率性を考えれば、行政だけで解決できるものではありません。地域に必要なサービスは、住民と地域、行政が連携を取りながら、それぞれの役割を自覚し、より良いパートナーシップの中で、地域住民自らが担い手となるべきだと考えます。

これまでの地域活動は、どちらかと言えば、文化・スポーツ活動、親睦・交流活動を中心とした分館活動が主体だったように思われます。今後は、こうしたことに加え、<sup>(注-3)</sup>住民自治の観点から、地域住民が地域の課題を自ら把握し、課題解決を行うような自立した地域づくりが求められます。つまり、それぞれの地域にある様々な課題克服のため、地域住民が協力し、地域の理想像の実現に向け、計画の段階から主体的に関わっていくことが大切なのです。地域住民は、こうした過程を通じて、まちづくりへの参画を自覚し、自らの存在意義を確かめることに繋がっていくでしょう。

地域のまちづくりに主体的、かつ責任を持って取り組むことで、自分の地域に「誇り」を感じ、この地域に住み続けたい、この地域で子育てしたい、他の人に自分の住んでいる地域を自慢したい、といった郷土愛へと繋がることでしょう。

このように、住民と地域、行政が連携する協働のまちづくりは必要不可欠であり、今後、更に多様化が進むであろう住民ニーズへの対応には、住民一人ひとりの夢が結集した地域コミュニティの力が欠かせないものです。地域コミュニティの力によって達成される課題解決の可能性は、そこに住む住民の知恵と工夫と汗により、大きく広がっていきます。地域コミュニティが、本来の力を発揮できれば、地域は元気になるでしょう。活力ある地域コミュニティの実現こそが、行政だけでは成し得ないきめ細やかな課題対応を可能にし、魅力ある地域社会の創造の第一歩になることとなります。このような取り組みが継続して続けられれば、行政コストの削減にも繋がるでしょう。

### <<< 地域コミュニティでできること【参考事例】 >>>

分野	事例項目	事例内容
治安	青パト隊	地域のボランティアが中心となって、青色回転灯を付けた車で、地域を巡回し、犯罪抑止と子供の安全確認に役立てる。
	防犯カメラ設置	多発する犯罪抑止のため、地域独自で防犯カメラを設置する。（カメラはダミーカメラも対応可能。）
	自主防犯活動隊	地域住民が連携する形での防犯組織を作り、安全・安心の地域づくりを推進する。子供に対する安全対策とし

		て、地域の高齢者の散歩時に安全確認をお願いしたり、健康管理のために歩く「歩こう会」などを組織し、子供たちの下校時に校区周辺を歩いてもらう。
	シニア交流会	高齢者世帯や独居老人世帯と各種団体との交流会（食事会・レクレーションなど）の場を設けることで、災害弱者を事前に把握でき、災害発生時の迅速対応が可能となり、救助される者も顔見知りの対応に安心できる。
	地域公園の管理	地域にある公園を地域住民自ら管理することで、公園に潜む犯罪に、最も身近に住む近隣住民が対応することで、意識の向上と利用しやすい公園環境の整備が図られる。
環境	里山づくり	広川町は里山に恵まれている。関係する地域の有志でクラブを結成し、協働作業で里山育成を図りながら、自然との共生の楽しさが体感できる地域住民や地域外の住民との交流の場に繋げる。
	ウォーキング・ロードの整備	ため池や竹林が存在する豊かな自然環境が残る地域を保護し、散策道の整備等を進めることで、住民に親しみのある自然環境の保全とくつろぎの空間が創造できる。
	花いっぱい運動	道路沿いや河川沿いに花を植えるなど、地域の環境を地域住民自らの手で整備することで、地域への愛着心と環境に対する意識向上が図られる。また、休耕田などを利用した花植えなどを行うことで、環境美化が図られると同時に、花植え作業による連帯感も生まれる。
	生ごみリサイクル	家庭から発生する生ごみを土に返す取り組みを行う。EM菌を活用した生ごみ処理を子供会、女性部、壮年会又は学校で体験しながら、環境への意識向上を図るとことで、ごみ減量化に役立つ。
	リサイクル市場	定期的に不用品リサイクル市を開催し、地域のリサイクルに対する意識向上と、地域づくりの収入確保に役立てる。
福祉	熟年園芸塾	家庭園芸や地産地消に興味がある熟年者に呼掛け、野菜・花・果物づくりの勉強会や栽培・利用法を実習する園芸塾を立ち上げ、熟年者の生きがい作りと地域コミュニティの活性化に役立てる。
	お役に立ち隊	お年寄りや病弱者など生活弱者に代わって、簡易な用事（買い物など）を引き受ける。
	健康教室	地域の公民館を活用し、簡易な健康講座を開き高齢者の健康づくりに役立てる。
	地域ボランティア手帳制度	地域の高齢者福祉や子供に対するボランティア活動を行う者にボランティア手帳を交付し、行った活動に応じてスタンプを押す。そのスタンプに応じて、介護保険料や保育料を減免する。
	スポーツによる健康づくり	グラウンドゴルフのようなお年寄りから子供までが参加できる軽スポーツを各地域で推進することで、健康づくりに役立てる。



教育	地域で取り組むボランティア育成	地域で行われている公民館清掃、道路愛護、河川清掃、公園清掃などの奉仕作業のときに、子供も参加してもらうことで、子供の頃からのボランティア精神を身につける。子供たちといっしょになった地域におけるボランティアの輪を広げる。
	子供を中心とした地域づくり	多くの子供たちが参加できる様な地域行事（区民運動会・芋植え芋掘り・餅つき大会・盆踊り・公民館合宿など）を数多く開催する。子供が行事参加することで、親や親類も参加し、多くの住民が参加することで、地域の連帯感が生まれる。地域行事に参加する子供の中から次世代リーダーが育ってくる。
	子供教育委員会	子供は地域で育てるという考えのもとで、地域の様々な年齢層が集結し、地域の教育について考える。地域で集約した意見を町の教育委員会に提案するなど、地域で行う教育に役立てる。
	半成人式	小学5年生（10歳）の子供を対象に「半成人式」を開催する。この頃の子供は一番多感な時期であり、ここまで育ってきたことを一つの節目として、お世話になった人々への感謝と将来の夢を語る場を設ける。
	地域を越えた子供交流事業	地域を越えた子供たちの交流を行うことで、地域間の連携ができる。こうした地域同士が仲良くなれば、お互いが必要なときに助け合えるようなことに発展できる。
その他まちづくり	地域ふれあい公園の整備	地域住民が利用しやすい形態の公園を独自に整備し、子供たちを地域で見守れる安全で安心な公園整備を図り、地域に親しみのある公園整備が可能となる。
	公民館の開放	公民館を開放し、時間の空いている方が週に1回でも集まって自分たちで料理を作って食べたり、歓談できる場を設けることで、地域の連帯感が生まれる。また、小さい子供とお母さんが集う情報交換の場にするなど、地域のサロンとしての利用ができる。
	異業種間の情報交換会の開催	異業種間の情報交換の場を設けたり、研修会を開催し、地域が連携を取って、地域の産業をPRする。こうした交流を行うことで、地場産業のPRと町の活性化に繋がる。
	イチゴ絵写生大会	広川町の特産の苺の写生大会を開催し、地域の特産品としての意識向上が図られる。
	地域情報の発信	地域が有するボランティア情報等を町の広報誌や地域の広報誌に掲載し、地域情報を発信する。
	案内板の設置	地域の名所を案内する看板設置を行い、地域活性化に役立てる。看板は、地域住民の手作りで、景観を考慮した案内板とする。

※ ここに紹介した事例は、広川町地域づくり推進会議のワークショップ会議で、出された事例であり、一つの参考例です。地域の特性や課題は、その地域によって様々であります。このため、対応する取り組み手法も地域によって様々な取り組みが考えられるでしょう。

### § 3. 地域づくり支援のあり方

住民主体のまちづくりを実現させるためには、住民一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、自立して、自主的に地域の諸問題を考え、行動できる地域の体制づくりが必要です。そのためには、住民の自主的・主体的活動を後押しする仕組みづくりが重要であり、地域の取り組みをサポートする行政側の支援制度の充実が必要不可欠であります。

前章を踏まえて、私たちは行政が今後、取り組むべきことを、次のとおり提案したいと思います。

#### (1) 情報支援

まちづくりに多くの住民が参加するためには、まちづくりの活動に関する情報や地域課題、まちづくりのための地域の将来計画に必要な情報など、情報を共有することが重要です。

地域の情報共有の手段は、以前から行われている自治会（行政区）での集会、回覧版、掲示物、広報紙などがあります。しかし、これらの情報共有の手法では、なかなかうまく伝わらない状況があり、今後、更に情報共有化の手法を強化する必要があると思われます。

行政はまちづくりに必要な膨大な情報を所有し、その中には専門性の高い情報もあります。これらの情報が広く住民に共通理解されなければ、住民は積極的にまちづくりに参加できません。このため、まちづくりに必要な重要情報をわかりやすく住民に説明する説明責任を担うと共に、住民と行政が相互理解しながら、まちづくりを議論できる環境づくりが必要になるでしょう。

現在、町が行っている情報発信の形態は、広報やインターネットに頼った部分が多く、住民が必要とする情報を収集するのに、どこに出向けばよいのか分からないという現状があります。このため、まちづくりに必要な様々な情報を収集・発信する情報プラザ等の拠点の設置が必要です。情報拠点ができると、そこに人が集い、口コミによる情報交換も広がるでしょう。また、多くの住民が情報を求めて、そこに集うことで、様々な交流も生まれてきます。このように情報施設の設置により、住民への情報伝達の仕組みを構築することで、無関心層の掘り起こしによる地域活動に対する人材不足の解消やまちづくり会議に参加できない人達の意見収集など、多くの住民によるまちづくりへの参画が可能となるでしょう。

また、この拠点施設の設置にあたっては、既存施設の利用を図るなどできる限りコストを掛けずに、その内容についても住民の意見を聞きながら、住民と一緒にした整備を希望します。

子供から高齢者まで幅広い住民が気軽に立ち寄れる、そんな情報プラザ（ひろば）の創設が望まれています。

## (2) 財政支援

住民主体のまちづくりにおいて、地域活動を進める上では、その活動の安定と持続、拡大のためには、運営資金や活動資金が必要となります。本来、住民主体のまちづくりとは、地域コミュニティの自立を意味します。「自立」には、様々な意味がありますが、行政からの補助金に依存しない自主財源による財政的自立も含まれると思われれます。しかしながら、現実的には対価を得る手段が限定されることや、<sup>(注-4)</sup>コミュニティ・ビジネスなどの商行為を含むコミュニティ活動の実現には多くの課題があります。このため、地域活動を維持するためには、行政からの一定の財政支援は必要不可欠なものだと考えます。

現在、町では、地域に対し地域コミュニティの維持運営と活発な地域活動を展開するために、幾つかの補助制度があります。こうした地域に対する補助制度には、均等割と世帯割の形で、地域の世帯規模に応じた補助金交付がなされているものもあります。この補助制度によって、全地域を平等な形で補助し、地域コミュニティの維持に大きく貢献してきました。しかしながら、町の厳しい財政事情により、多くの補助金削減が計画されている中で、こうした一律均等手法の補助制度では、地域のやる気を低下させることも考えられます。

このため、やる気のある地域が、自由に独自の施策を展開することにより、活力に満ちた魅力ある地域づくりを推進するために、前向きに取り組む地域に対しては、そのがんばりに相当する財政支援を行うことも必要であります。

また、地域の特性を活かした活力ある地域活動に対する補助に対しては、永久的に補助し続けるのではなく、その目標を設定し、期限内に効果を得られるような時限的補助制度とすべきだと考えます。時限的補助制度に移行することで、前例主義によるマンネリ化した地域活動からの脱却が図られ、創意と工夫による魅力的な地域活動へと変革するのではないのでしょうか。

更に住民自治を促進し、地域の実情に応じたまちづくりを後押しするために、各地域に交付している様々な補助金を統合するなど、ある程度の用途を地域の自主性に委ねることも大切だと考えます。この中には、地域に対する委託業務についても、委託料の支払いを地域に支出できるように改良し、地域の裁量で事業を実施し、そこに余剰金があれば、それをまちづくり活動へ充てられるような柔軟な対応も必要なのかもしれない。

## (3) 人的支援

地方分権の進展に伴い、地方自治体の責任が大幅に拡大すると同時に、職員

の意識改革、資質向上も必要となります。また、住民と行政が協働したまちづくりを推進するためには、職員自らも居住に関わらず、地域づくりについて理解を深め、積極的に地域活動に参加することが求められています。

職員が地域参加することにより、直接住民と対話することで、地域課題の直接的な把握が可能となります。また、地域住民に対しては、きめ細やかな情報提供が可能となり、まちづくりのアドバイザー的な対応も可能となります。このようにお互いが直接的に話し合うことで、協働意識が向上すると同時に、地域と行政の友好関係を築くことにもなります。住民が主体となって、満足のいくまちづくりを進めるためにも、地域に対する職員の関わり方が重要となるでしょう。このため、町は職員の地域派遣など人的支援を制度化し、行政と地域の協力関係強化を図るよう求めます。

#### § 4. 地域づくり組織のあり方

住民主体のまちづくりの実現のためには、住民自らが考え、行動できる地域体制が必要です。そこに住む住民が地域に愛着を持ち、住み良い地域社会を創造するためには、地域内のあらゆる組織や団体が連携し、それぞれの立場で、共通した目標を持って協力しなければ実現することはできません。

各地域では、自治会（行政区）を中心として、そこにある各種団体が様々な目的を持って地域活動に取り組んでいます。しかし、これらの活動は、公民館（分館）を拠点とした親睦や文化・スポーツ振興を目的とした社会教育活動が事業の主体となっています。こうしたコミュニティ活動だけでなく、今後は防犯・防災、環境、福祉といった分野でも、地域が主体となって取り組む視点が必要であります。このため、私たちは具体的に住民と行政が、今後取り組むべきことを、次のとおり提案します。

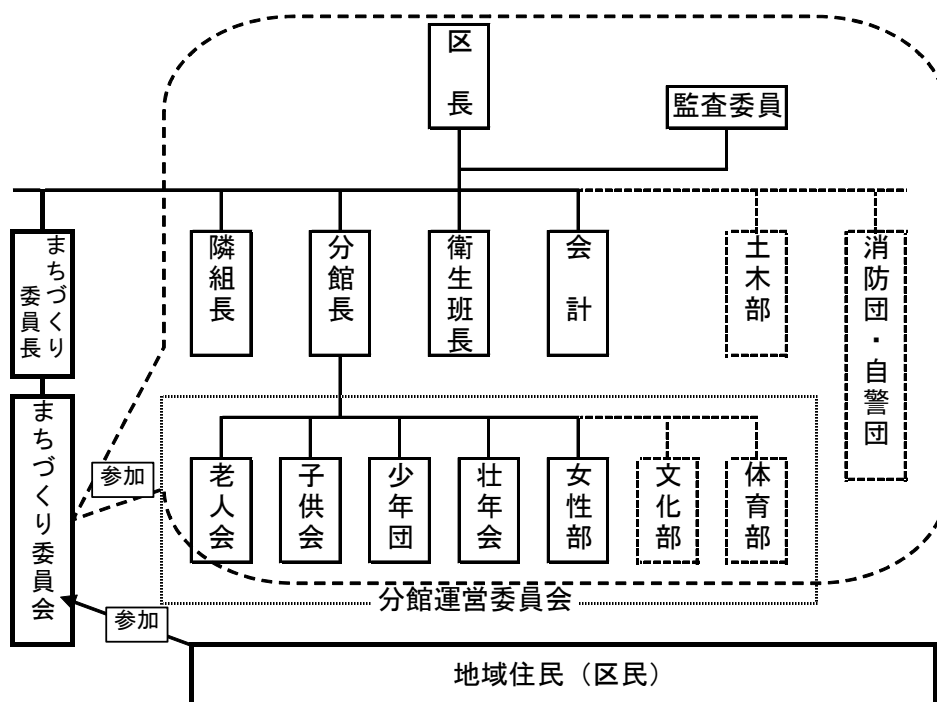
##### (1) まちづくり委員会の設置

私たちにとって最も身近な近隣自治組織は、自治会（行政区）であります。この自治会（行政区）組織こそが地域における基礎組織であり、この自治会（行政区）を除いてまちづくりは語れません。しかし、この基礎組織である自治会（行政区）は前項でも述べたとおり、長い間行政の下請け機関として扱われてきたため、住民の自治意識を衰退させる結果となりました。住民自治の進展のためには、基礎組織である自治会（行政区）のまちづくり組織としての強化こそが重要であります。そこで私たちは、既存の自治会（行政区）組織内に、地域住民誰もが自由参加できて、地域の将来について語り合うことのできる「まちづくり委員会（仮称）」を設置し、住民自らの手によって地域の自治が行わ

れることを提案します。

ただし「まちづくり委員会（仮称）」の設置にあたっては、小規模集落では、人材確保すら難しい地区も予想できることから、そうした小集落では二つ以上の自治会（行政区）が一緒になって一つの「まちづくり委員会（仮称）」を設置することも考えられるでしょう。

行政の末端組織として位置づけられがちな自治会（行政区）組織を、住民自治を担う最先端組織に変えることが重要なのです。

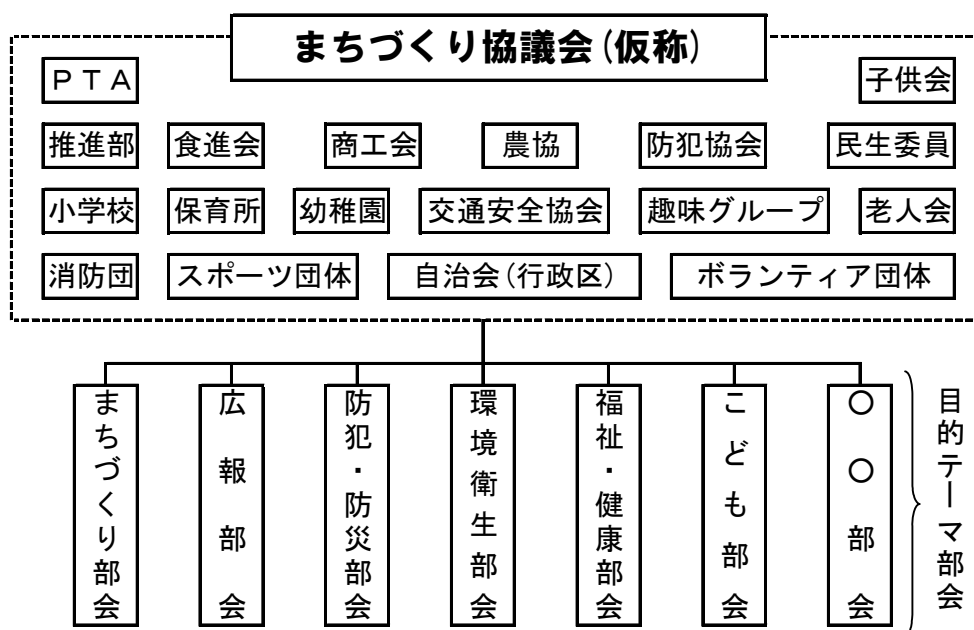


## (2) 校区まちづくり協議会の結成

前記のとおり基礎組織である自治会（行政区）の強化により住民自治の実現を期待しますが、これだけでは抜本的改革には至りません。組織を見直し、住民参加の受け皿機関を設けても、そこに多くの住民が参加しなければ意味がありません。価値観が多様化している現代社会においては、その多様な価値観に対応する様々なテーマを持った目的別の受け皿機関（部会）が必要になるでしょう。しかし、この目的別部会の設置には、多様な人材確保が前提となり、自治会（行政区）単位での設置は不可能だと考えます。また、子供の安全や防災、更には地域環境や地域福祉といった総合的まちづくりの視点は、一つの小さな自治会（行政区）では成し得るものではありません。地域エリアを校区にまで広げ、多くの人材を集結することで、多様な課題克服が可能となります。多様な人材が集結し、それぞれの個性と特技を活かした「まちづくり協議会（仮称）」

の設置こそが、多くの住民参加による住民自治の実現になるものだと考えます。また、地域活性化のためには、若者の力に期待するものが大きく、若者が気軽に参加できる手立てを検討する必要がありますでしょう。

私たちはこのように多様な人材が目的を持ってまちづくりに自由に参加できる「まちづくり協議会（仮称）」の結成を小学校区毎に行うことを提案したいと思います。例えば、既に活動している地域連携を基盤とした校区ネットの枠を広げたまちづくり組織も考えられるでしょう。



※部会は、地域によって違う。上図は参考例。

最も身近な地域自治組織である自治会（行政区）はコミュニティの原点であり、この顔の見える範囲での住民がお互いに助け合える、そんな地域コミュニティが育まれることが大切です。また、旧村単位でもある小学校区での地域コミュニティでは、小集落単位では成し得ない多様なニーズに対応したまちづくりを展開することとなるでしょう。

組織は、時代の要請に応じた変化が求められます。既存組織が長期に続くものでもありません。そうした意味では、今後、変革する組織も一定の期間を置いた時点で、組織のあり方を再検証する必要もあるでしょう。時代に即した住民ニーズに対応する柔軟な地域自治組織が求められています。

(注-5)

## § 5. 町民活動（NPO・ボランティア団体活動等）の推進

自治会（行政区）は<sup>(注-6)</sup>地縁型団体であり、同じ生活圏域に居住する住民が共有する、環境や課題に対応するエリア型のコミュニティであります。ここでは、住民の生活に係る全般に対し、行政サービスを補完する役割を担ってきました。こうした地域での取り組みが果たしてきた役割は大きく、この地縁型団体なしには、きめ細やかな行政サービスの提供はなし得なかったでしょう。

しかし、こうした地縁型団体によるサービスの提供も、前述のとおりライフスタイルの個人化が進み、価値観が多様化する中では、住民全体での共通課題の設定が難しくなっています。また、高度情報化社会の到来などにより、旧来の地縁に基づく人間関係は希薄化の一途をたどっています。更に、少子高齢化の進行と共に、この組織の維持すらままならない状況にあります。

一方では、そうした地域エリアにとらわれず、特定のテーマの下に有志が集まって形成される<sup>(注-7)</sup>志縁型団体の存在も多数見受けられるようになりました。広川町の地域内にも、多様なボランティア団体のほか、NPOを組織する団体も登場するなど、町全体でのボランティア意識が向上してきているのも事実であります。多様化する価値観が存在する中で、人々は自分の持った特技や知識を活用できる自己実現の場を、作ろうとする動きが出てきたのではないのでしょうか。このような活動が活発化することで、停滞する地縁型団体による旧来型コミュニティのあり方を大きく変える可能性があります。

しかし、停滞する地縁型団体を無くすことはできません。これからは、多くの住民が多様な観点からまちづくりに参加できる、地縁型団体と志縁型団体との共存こそが重要となるでしょう。

住民の価値観が違う中で、多くの住民が参加するまちづくりのためには、多様な価値観に対応した町民活動団体の育成が望まれます。行政は、多くの住民が自分の特性を活かして自由にボランティアに参加できる仕組みづくりと、NPOやボランティア活動団体が活動する場の提供を行うなど町民活動団体の育成に取り組むよう提言します。

## § 6. 住民主体のまちづくりの推進

住民主体のまちづくりの重要性については、これまでで述べたとおりですが、住民の自主・自立性を高めるとともに、役割分担を明確にした上で、住民と行政がさらなる協働を推進していく必要があります。この協働推進のためには、住民と行政が相互理解し、対等な立場で協力し、まちづくりの将来目標等を一緒になって考えていく必要があります。

また、住民主体のまちづくりは短期間で実現できるものではありません。今

後長期に亘って継続的に取り組んでいく必要があります、ずっと以前より続いてきた制度の転換を迫られる場面も出てきます。円滑な制度移行を図る上でも、段階的な意識啓発と住民説明は欠かせません。

### (1) まちづくり計画への町民参画

住民主体のまちづくりを実現させるため、まちづくりの組織同様に重要なのが、地域におけるまちづくり計画の策定であります。各自治会（行政区）では、概ね2年に1回のペースで地域のリーダーとなる行政区長が交代します。このため、就任したリーダーの考え次第で地域におけるまちづくりの方向性が大きく変わってきました。地域におけるまちづくりの方向性は、本来、個人によって変わるべきものではありません。地域が抱える課題を地域住民みんなで共有し、この課題解決のための将来計画を地域住民自らが思い描くものが本当のまちづくり計画であります。

町には現在、第3次総合計画（マスタープラン）が策定されており、この計画に基づきまちづくりが進められていますが、こうしたプラン同様に地域においても将来計画を明確にし、地域住民が協力して取り組んでいくことが重要であります。また、この地域プランを町の次期総合計画に反映させ、住民と行政が一体となってまちづくりに取り組むことこそが住民主体のまちづくりの第一歩となるでしょう。

地域住民と行政が協働し、まちづくり計画を策定することで住民がまちづくり活動への参画を自覚し、自らの存在意義を確かめることができるでしょう。

### (2) 意識啓発と普及の取り組み

住民主体のまちづくりの仕組みを導入し、新たな取り組みを行っていく場合、住民への周知徹底は欠かせません。いかに立派な計画であっても、その計画内容を住民が理解しなければ、住民主体のまちづくりの取り組みは前へ進みません。まずは、住民に対する徹底した説明会の実施や広報、ちらし、或いはホームページ等を活用した啓発活動が重要となります。新たな制度の重要性や必要性、施策内容やスケジュールといったものを十分に理解してもらう場が必要なのです。

また、行政側も町職員に対し、研修会などを実施して住民主体のまちづくりの必要性を啓発することが必要でしょう。町職員においては、今後、地域のサポーターの役割も担うことから、職員の意識高揚がなければ地域づくりの円滑な取り組みは望めません。



### (3) まちづくり条例の制定

住民主体のまちづくりを確実なものにするためには、まちづくりに対する基本姿勢を明確にし、住民と行政が協働してまちづくりを進めるための取り組みを保障するまちづくり条例が必要となるでしょう。

住民が主体となって地方自治に参画する住民自治は、地方自治の基本であり、たとえ町のトップが交代しても、住民がまちづくりに参加する権利や等しく情報の提供を受ける権利は保障される必要があります。ここに住民の権利を保障するまちづくり条例の制定意義は大きいものがあります。

今後、条例明文化の意義を住民とともに共通理解し、広川町の将来を見据えたまちづくりの取り組みを制度化するために、住民と行政が協働作業によって、この町に即した条例制定を進めるべきであります。

### ◆おわりに

本報告書は、多くの住民参加による自立した地域づくりのあり方と、その道程について検討を進め、幾つかの提言を行ってきました。

私たちの提言内容は、最終的には、既存の地域コミュニティのシステム変更を迫るものであり、その実現は容易なものではありません。このため地域住民に対する十分な説明と、徹底した討議を行い、その過程で醸成される望ましい地域コミュニティの将来像を共有し、そして地縁型団体と志縁型団体との共存した新たなコミュニティ組織の創造を目指す必要があります。更には既存の地域コミュニティの各種組織との摺り合わせも必要となるでしょう。

一方、行政側においても、まちづくりの主役は町民であり、もちろん町民の半数は女性であることを忘れてはいけません。それゆえに様々な行政運営において女性参加の機会を提供し、一緒になって行動していく必要があります。更には住民参加を促進するための行政システムの再構築と目標達成に向けたねばり強い地道な努力が求められます。行政側がこのことに対し強い姿勢で取り組んでいることを示すため、広くPR活動を展開すると同時に、窓口の明確化や担当部署の設置など組織の強化も必要となるのではないのでしょうか。

新たなコミュニティづくりのためには、職員と町民双方の理解と意識改革が必要であり、地域づくりをサポートする職員の役割は重要になってきます。まずは町が変わらなければ住民の意識変革は望めません。

地域コミュニティは人と人との繋がりであり、それを束ねるには相当の時間と困難を要することが予想されます。しかし、いかに困難なことであろうとも、魅力的で活力のある地域コミュニティの創造のためには、避けて通れないものだと思います。全職員が一丸となって、自立した地域コミュニティの実現に向

けて取り組まれることを期待します。

私たちは一人でできることには限りがありますが、多くの町民が「まちづくり」という視点で繋がり、人と人との輪が広がることで大きな力となります。私たち一人ひとりが地域課題をいかに自分自身の課題として捉え、どれだけ多くの人々が課題解決のために知恵を絞り、いかに自らの手で克服するかで地域コミュニティは、その効果を最大限に発揮します。そこには経済性や効率性のみで計り知れない価値観が存在します。自立した地域コミュニティこそ紛れもなく後世へ伝えるべき資産であります。

本報告書の提言を礎に、全ての地域が提言で求める理想のコミュニティに近づけるよう努力されることを強く願っています。

平成20年 2月19日

広川町地域づくり推進会議

会長	藤枝 國光	副会長	江口 了太
	坂田 静枝		永野 住男
	中村 光雄		馬場 利幸
	原田 享純		山田 純子
	山下 整子		井寺 磯吉

## 用語の説明

### (注-1)【地域コミュニティ】

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自らの地域を地域住民みんなの力で自主的に住み良くしていく、そうした地域社会のことをいう。

私たちの身近なところにある地域コミュニティには、自治会（行政区）や子供会、老人会、壮年部、婦人会などの女性グループ、消防団などがある。

### (注-2)【協働】

同じ目的のために協力して働く、行動するという意味だが、まちづくりにおける「協働」とは、住民と行政が相互理解した信頼関係の下で、目的を共有し、連携・協力して地域課題の解決を目指すこと。

### (注-3)【住民自治】

「自治体の運営はその自治体の住民の意思にもとづき、住民の参加によって行われるべき」という考えで、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体と同じ立場で実施することである。

### (注-4)【コミュニティ・ビジネス】

地域住民が主体となり、地域の資源を活用して、地域課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通して、その活動で得た利益を地域に還元する事業。

### (注-5)【町民活動】

「町民活動」とは、一般的には「市民活動」と言われ、市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティの貢献を目的に、自発的に行う活動のことを言う。本報告書では、あえて地域に住む「町民」を意識して「町民活動」という表現に統一している。「町民活動」には、NPOやボランティア団体活動の他、広くまちづくり団体活動も含む。

### (注-6)【地縁型団体】

住んでいる土地の縁によって繋がった団体であり、同じ生活圏に居住する住民の間でつくられている自治会（行政区）などのことを指す。

### (注-7)【志縁型団体】

地縁に捉われず、特定のテーマを持った有志が集まって組織された団体で、NPOやボランティア団体などを指す。

### ※【地縁型団体と志縁型団体の特徴】

「地縁型団体」は生活全般にわたる活動を展開し、活動エリアをその行政区域内に限定した原則全世帯加入であり、行政の補助的機能を担っている。こうした地縁による繋がりによるコミュニティを「エリア型コミュニティ」と呼んでいる。

一方、「志縁型団体」は特定分野のテーマを持った活動を中心に、行政区域に捉われない範囲で行動を行っており、住民の自由参加で、行政から自立した自主行動により公共の一端を担っている。こうした志の縁によって繋がったコミュニティを「テーマ型コミュニティ」とも呼ばれる。